

憲法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

近年、憲法21条の表現の自由との関係で、いわゆるヘイトスピーチの規制の可否が問題となっており、大阪市ヘイトスピーチ対処条例についての最高裁判決も言い渡されている(最三判令和4・2・15民集76巻2号190頁)。公共施設の利用制限もその一場面であり、ガイドラインを設けるなどの取り組みをしている自治体もある。このような動きは報道でも取り上げられているところであり、本法科大学院の入学希望者にはぜひ関心を持ってもらいたい日本社会の課題である。

本問は、このような社会問題を背景として、ヘイトスピーチについて、地方自治法244条にいう「公の施設」の利用を制限することの可否を、憲法21条の保障する集会の自由との関係で論じることを求める問題である。

設問1では、憲法21条の集会の自由の保障の意義について説明することを求めている。「集会」とは、多数人が共通の目的をもって一定の場所に集まることを言い、それが「自由」であるとは、集会を行う、あるいは行わないということについて、公権力から強制されないことを意味する。その憲法上の保障の意義については、成田新法事件判決(最大判平成4・7・1民集46巻5号437頁)が、「現代民主主義社会においては、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないものである。」と判示しているのが参考になる。

設問2におけるP市の主張は、憲法21条1項の解釈として、集会の自由の保障は、公権力により表現ないし集会を妨害されないという防御権を意味し、公権力に対して集会の場所を提供するよう求める請求権を含まないという理解に基づいている。そのことを踏まえた上で、本件会館の利用を拒否されることが、集会の自由の制約に当たるのか、当たるとすればそれはなぜなのかを説明することが求められている。この点について、泉佐野市民会館事件判決(最三判平成7・3・7民集49巻3号687頁)は、地方自治法244条にいう「公の施設」については、「管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずることになる」としており、その背景には、アメリカの判例法理で展開されたパブリック・フォーラム論の影響があると指摘されている。

最後に設問3では、設問1および設問2における検討を前提に、本件条例と本件不許可処分の憲法21条適合性について、法令違憲と処分違憲の区別を踏まえた上で論じることが求められている。この点については、前掲・泉佐野市民会館事件判決が、条例の定める使用不許可事由を「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、…単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要

であると解するのが相当である」と合憲限定解釈した上で、不許可処分 of 適否について検討しているのが参考になる。また、本問で A 館長は、「本件講演会に反対する者たちが押し寄せ、混乱が生じるおそれ」を理由に「会館の管理上支障があると認められる」としており、いわゆる「敵意ある聴衆」の問題、すなわち、表現が敵対的聴衆を刺激して公共安全を害する危険性が生じる場合に、表現を制約することが許されるかが問題となっている。この点についても、前掲・泉佐野市民会館事件判決と上尾市福社会館事件判決（最二判平成 8・3・15 民集 50 卷 3 号 549 頁）が同種の問題について検討している部分が参考になる。

以上